

事務連絡
令和3年12月20日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について

イベント開催等における必要な感染防止策については、令和3年11月24日付け事務連絡別添4「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により、周知・呼びかけ等をお願いしているところですが、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より、国内外での変異株の感染状況も踏まえ、改めてイベント開催等に当たり、必要な感染防止策が徹底されるよう、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴団体におかれでは、下記及び別添について、着実に実施していただくとともに、貴会会員に対しても、改めて周知・呼びかけ等の対応をしていただけますよう、引き続きよろしくお願ひいたします。

記

・イベント開催等における必要な感染防止策の実施

<感染防止策の内容（詳細は別添別紙を参照）>

- ①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底
- ②手洗、手指・施設消毒の徹底
- ③換気の徹底
- ④来場者間の密集回避
- ⑤飲食の制限
- ⑥出演者等の感染対策
- ⑦参加者の把握・管理等

・上記感染防止策の実効性を担保するための感染防止安全計画やチェックリストの着実な運用、業種別ガイドラインの遵守

(別添) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡

「イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について」

(別添別紙) イベント開催等における必要な感染防止策